ストップ児童虐待 ストップDV

11月は児童虐待・女性に対する暴力 をなくす運動期間です





11月は『児童虐待防止推進月間』です

児童虐待とは、親などの保護者がそのこどもに行なう、以下のような言動をいいます。 こうした言動は、こどもの心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えています。

虐待の定義

身体的虐待

- ・なぐる、ける
- ・戸外に閉め出す
- ・赤ちゃんを

激しく揺さぶる など



रीक्याक्रिड

- 食事を与えない
- ・極端に不潔な環境で 生活させる
- ・家や車にこどもだけおいて外出 など

心理的虐待

- ・罵声を浴びせる
- ・きょうだい間で差別する
- ・こどもの目の前で

激しい夫婦喧嘩や暴言・暴力 など





- わいせつな行為
- ・ 性関係の強要
- ・性器を触る・触らせる など

体罰も虐待です

令和元年6月に成立した児童福祉法等の改正法で、体 **罰が**許されないものであることが法定化され、令和2年 4月1日に施行されました。

しつけと体罰は根本から異なるものです。

しつけは、社会で自立して生活を送れるように、必要 なことをこどもに教え伝える行為です。たとえば、保護 者がしつけのためと考えていても、こどもの身体や心を 傷つけるのであれば、それは許されない行為です。

体罰などをしてしまう背景

子育ては、本当に大変です。体罰をしてしまう 保護者も「こどもが言うことを聞かない」「育てにく い子」「自分は孤独」などいろいろな不安や悩みを抱 えているのかもしれません。

また、自分自身も親から体罰を受けて育ってき たり、こどもに大人として見下されてはいけない と感じていたり、さまざまな背景があります。

地域の皆さんへのお願い

こどもの泣き叫ぶ声や保護者の怒鳴り声がする、不自然な傷や打撲のあとがある。小さいこどもを家に置いたま ま外出しているなど、心配なことがありましたら、こどもたちの安全を守るためにもご連絡をお願いします。 秘密は守りますので、安心してご連絡ください。



「虐待?」と思ったら



こども家庭課 女性・こども家庭班(ヴィーブル内) **2096-248-1199** 県中央児童相談所 **2096-381-4451**





11月12~25日は『女性に対する暴力をなくす運動』期間です

女性に対する暴力には、DV、性犯罪、セクシュアルハラスメント、ストーカー行為などがあり、 人権を著しく侵害するものです。

DVとは

DVとは、配偶者や恋人、元配偶者、以前付き合っていた 恋人など、親密な関係にある人、またはあった人から受け る暴力のことです。

DVの形態

DVは殴る蹴るなどの身体的暴力だけでなく、無視する・ 大声で怒鳴るなどの精神的暴力、外出させない・交友関係 を制限するなどの社会的暴力、生活費を渡さないなどの経 済的暴力、性行為を強要するなどの性的暴力とさまざまな 形態があります。多くの場合いくつかの暴力が重なって起 こり、また、繰り返し行なわれるという特徴があります。

DVチェックリスト

- □キレると壁を蹴ったり、物を投げられたり する
- □暴力を振るわれたあと、急に優しくされた り謝られたりする
- □「バカ」「死ね」と言われたことがある
- □相手の機嫌を損ねないように気を使う
- □「誰に食わせてもらっているんだ」と言われ たことがある
- □性行為を強要される
- □頻繁に携帯に電話して居場所を確認される
- □相手がいないと、なぜかホッとする

一人で抱え込まずに相談を

チェックリストに当てはまる項目があったら、二人の関係を見直してみる必要があります。 暴力は次第にエスカレートして被害が深刻になることがあります。相手との関係が「つらい」 「なにかおかしい」と感じていたら、一度相談してください。性別を問わず相談は受け付けています。





DV相談ナビ(全国共通)

こども家庭課

女性・こども家庭班(ヴィーブル内) 2096-248-1199

DV相談+(プラス)(24時間対応)



▲DV相談+

市では児童虐待・女性に対する暴力をなくす運動にあわせて オレンジリボン・パープルリボン啓発活動を行ないます

オレンジリボンには"こども虐待のない社会の実現"、 パープルリボンには"女性に対するあらゆる暴力をなくしていこう" とのメッセージが込められています。

多くの人に知ってもらうために啓発活動を実施します。

11月8日(土)	総合センター「ヴィーブル」
11月18日(火)	市役所
11月19日(水)	ユーパレス弁天・クラッシーノマルシェ
11月20日(木)	アンビー熊本(志来菜彩・ニシムタ合志店)
	11月18日(火)



3 広報とうし 2025.11 広報こうし ● 2025.11